

# 時 間 帯 別 電 灯

( エ ル フ ナ イ ト 8 )

低 圧 特 別 約 款  
( 料 金 表 )

平成 28 年 4 月 1 日 実施

# I 本 則

## 1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の時間帯別電灯（以下「この料金表」といいます。）は、時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 契約種別

この料金表の契約種別は、時間帯別電灯といたします。

## 3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する場合で、次のいずれにも該当し、7（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの料金表の適用を希望され、原則として、需給契約が平成28年7月31日までに成立するときに適用いたします。

(1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### 5 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

#### 6 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### 7 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

##### (1) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

##### (2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表 2（通電制御型電気温水器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水

器」といいます。)、別表3(通電制御型電気暖房器)に定める通電開始時刻が制御可能な電気暖房器(以下「通電制御型電気暖房器」といいます。)を使用される場合または附則4(夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置)(2)により別表1(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合(当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(3)によって算定された通電制御型電気温水器割引額、(4)によって算定された通電制御型電気暖房器割引額または(5)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものに、要綱別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、要綱別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,188円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表, B表共通

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,620円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	237円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

A 表 (平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円42銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	26円55銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円68銭

B 表 (平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円46銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	26円59銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円72銭

ロ 夜間時間

A 表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	7円60銭
------------	-------

B 表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	7円64銭
------------	-------

(3) 通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気

温水器割引額は、半額といたします。

A表、B表共通

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
---------------------------------	---------

なお、通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (4) 通電制御型電気暖房器割引額

通電制御型電気暖房器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気暖房器割引額は、半額といたします。

A表、B表共通

通電制御型電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	86円40銭
---------------------------------	--------

なお、通電制御型電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (5) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

A表、B表共通

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (6) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)、(4)または(5)によって算定された通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額または5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された

再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A 表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	270円64銭
---------	---------

B 表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	270円96銭
---------	---------

## 9 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、要綱18（使用電力量の計量）に準ずるものとしていたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとしていたします。）いたします。

## 10 その他

(1) その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものとしていたします。

イ 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額および5時間通電機器割引額の日割計算は、別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）によるものとしていたします。

ロ 要綱34（制限または中止の料金割引）の割引の対象については、最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金としていたします。

(2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものとしていたします。

## Ⅱ 実施細目

### 1 適用範囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

### 2 契約容量

お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、要綱 5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(1)ロにおける電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

### 3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

#### (1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表 1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機

能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えされた場合は、夜間蓄熱式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。

ニ 当社は、別表 1（夜間蓄熱式機器）、別表 2（通電制御型電気温水器）および別表 3（通電制御型電気暖房器）に定める夜間蓄熱式機器、通電制御型電気温水器および通電制御型電気暖房器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 5 時間通電機器等に対する料金割引

イ 本則 8（料金）(5)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本則 8（料金）(3)または(4)は適用いたしません。

ロ 通電制御型電気温水器、通電制御型電気暖房器または 5 時間通電機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額および 5 時間通電機器割引額は、別表 4（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ 通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額、ならびに通電制御型電気暖房器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気暖房器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器であることを確認した日以降の料金についてそれぞれ適用いたします。

ニ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額および 5 時間通電機器割引額については、別表 4（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）の「日割計算

対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額および5時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといいたします。

#### 4 その他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

##### (1) 検針期間の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といいたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といいたします。

##### (2) 暦日数

イ 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといいたします。）の属する月の日数といいたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといいたします。）の属する月の日数といいたします。

# 附 則

## 1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成28年4月1日から実施いたします。

## 2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、本則7（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、選択約款の時間帯別電灯、低圧選択約款の時間帯別電灯またはこの料金表の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合およびこの料金表以外の他の契約種別等に変更した場合を除きます。）において平成28年8月1日以降にお客さまがこの料金表の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったときは、本則3（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この料金表を適用いたします。

(1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### 3 契約主開閉器および契約容量についての特別措置

(1) 選択約款の時間帯別電灯，低圧選択約款の時間帯別電灯で契約容量が契約主開閉器以外の決定方法もしくはこの特別措置の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線，計量器等〕をすべて撤去した場合を除きます。）においてお客さまがこの料金表の適用を希望される場合または低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰ（平成28年4月1日実施。なお，当社が低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰを変更した場合には，変更後の低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰによります。）本則5（契約容量）(2)，季節別時間帯別電灯Ⅱ（平成28年4月1日実施。なお，当社が低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱを変更した場合には，変更後の低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱによります。）本則5（契約容量）(2)もしくは附則4（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）の適用を受けるお客さま等がこの料金表の適用を希望される場合で，かつ，この特別措置の適用を希望されるときにの契約主開閉器および契約容量は，当分の間，次によります。

#### イ 契約主開閉器

本則5（契約主開閉器）にかかわらず，契約主開閉器の設置は，原則として不要といたします。

#### ロ 契約容量

夜間蓄熱式機器のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は，本則6（契約容量）にかかわらず，原則として，次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は，(イ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)によってえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄

### 熱式機器の総容量（入力）

- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、(1)ロ(イ)の値は、実施細目 2（契約容量）に準じて算定いたします。
- (3) (1)の適用を受ける場合、要綱Ⅶ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして取り扱うものといたします。

## 4 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

- (1) 電気供給約款（平成27年12月 1 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯（以下「従量電灯」といいます。）および低圧選択約款の深夜電力 A および B，従量電灯および低圧選択約款の深夜電力 C，従量電灯および低圧選択約款の深夜電力 D，従量電灯および低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）の深夜電力 A および B，従量電灯および料金表の深夜電力 C もしくは従量電灯および料金表の深夜電力 D の適用を受けているお客さままたは低圧選択約款の季節別時間帯別電灯 I もしくは季節別時間帯別電灯 II の適用を受けており夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがこの料金表に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、本則 9（使用電力量の計量）にかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通

電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

- (4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 9（使用電力量の計量）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

- (5) (1)および(2)の場合の電気の供給をしゃ断する装置（以下「区分装置」といいます。）は、次のとおり取り扱うものといたします。

イ 区分装置は、契約容量に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

ロ 区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

ハ 区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

ニ お客さまの希望によって区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

## 5 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額および5時間通電機器割引額は、別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

# 別 表

## 1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) (1)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

## 2 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

- (1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
  - イ 給水温度を検知できること。
  - ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
  - ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。
  - ニ 毎日の夜間時間（附則4〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕(2)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- (2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

## 3 通電制御型電気暖房器

通電制御型電気暖房器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

- (1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
  - イ 蓄熱体の温度を検知できること。
  - ロ イの蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 毎日の夜間時間（附則4〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕(2)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

#### 4 昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 通電制御型電気温水器割引額、通電制御型電気暖房器割引額または5時間通電機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(3) 要綱19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。